

## 佐賀女子短期大学研究における人権保護及び法令の遵守に関する審査要項

佐賀女子短期大学研究実施委員会（以下「委員会」という。）規程（以下「規程」という。）第 6 条第 1 項に基づき、本学で実施される研究が、相手の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取り組みを必要とする研究など、法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合、委員会は、当該研究計画において講じられている対策と措置を審査しなければならない。本要項は、同条第 2 項に基づき、これらの審査のための学内手続きを定めるものである。

### 1. 申請

教員は、研究実施に際し、当該研究が規程第 6 条第 1 項にいう対応を必要とするものかどうかを検討し、必要であれば委員会に審査を申請しなければならない。

### 2. 申請書

上記 1. の申請は別紙様式 1 の申請書によって行うものとする。

### 3. 審査

委員会は、申請された案件について審査を実施し、不相当又は不十分な対応・措置があれば、申請書を再提出させるなどの手続きを経て、適切な研究方法に導いた後に承認する。

### 4. 不承認

申請された研究が、後述 5. の審査基準に照らして、著しく不相当で改善が望めない場合、又は改善指導に従わない時には、委員会は当該研究に対して不承認の判断を下す。

### 5. 審査基準

審査には以下の 2 つの指針を基準として用いる。

- ・臨床研究に関する倫理指針（厚労省 2008 年 7 月 31 日全部改正）
- ・ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（厚労省 2013 年 2 月 8 日全部改正）

また、これらの指針を解説した「科学の健全な発展のために ―誠実な科学者の心得―」（日本学術振興会、丸善出版）を併せて用いる。

### 6. 委員以外の出席者

審査において、委員会が必要と認めた場合は、委員以外の出席者を求め、意見を聴取することができる。

### 7. 調査部会

審査において、委員会が必要と認めた場合は、委員会とは別に専門の調査部会を設け、判断の材料とすることができる。

8. 調査部会員

上記7. の調査部会の部会員は委員長が選出し、委員以外の教員及び学外の人材を含めることができる。

9. 審査結果通知書

委員会は審査の結果を、審査結果通知書（別紙様式2）を発行して、申請者に伝える。

10. 雑則

この要項に定めるもののほか、審査に関して必要なことは委員会が定める。

附 則

この要項は平成29年11月8日より施行する。

（公表日：令和7年9月16日）